

< 令和8年度静岡県薬物乱用対策推進方針の概要 >

<方針の柱1> 広報及び啓発活動の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進

重点 小・中・高校全校開催の薬学講座を講義型から対話型に転換し、児童・生徒が主体的に学ぶ効果的な講座を開催(私学振興課、健康体育課、県警人身安全少年課、県警薬物銃器対策課、薬事課)

新規 外国人学校において、写真等の視覚資料を活用した理解しやすい薬物乱用防止講習会を開催(薬事課)

新規 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対して、ODの危険性や法規制等に関する研修会を開催(健康体育課、薬事課)

(2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進

重点 静岡県青少年の被害・非行防止強調月間に、OD防止について、市町と連携した啓発を実施(社会教育課)

重点 薬物乱用防止県民大会及び薬物乱用防止啓発講演会を開催(東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課)

・SNS、HP等を活用した効果的な広報活動を実施(広報戦略課、くらし交通安全課、県警人身安全少年課、県警薬物銃器対策課、薬事課)

(3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

重点 学生と制作した啓発動画をSNSや繁華街のサイネージで発信(薬事課)

重点 ポスター掲示やリーフレット配架等を実施(産業人材課、職業能力開発課、薬事課)

・静岡県宅地建物取引業協会と連携して一人暮らしを始める若者へ啓発資材を配布(薬事課)

<方針の柱2> 取締り及び監視指導の徹底

(1) 薬物事犯の取締りの徹底

重点 大麻等の薬物事犯の徹底した取締りを実施(県警薬物銃器対策課、東海北陸厚生局麻薬取締部)

重点 県条例に基づき、青少年を取り巻く有害環境整備のため、市町と連携し、深夜営業店等に対する立入調査を実施(社会教育課)

(2) 危険ドラッグ対策の徹底

重点 危険ドラッグ販売店等に対して監視と徹底的な取締りを実施(県警薬物銃器対策課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課)

・「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく知事指定薬物の指定等(薬事課)

(3) 医薬品等取扱施設への監視指導の徹底

新規 指定濫用防止医薬品等の適正販売の徹底を図るため、繁華街にある店舗等への夜間立入調査を実施(薬事課)

新規 複数店舗での買い回りへの対応・OD関連の研修会への参加を業界に要請(薬事課)

<方針の柱3> 薬物問題を抱える人への支援の徹底

(1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実

新規 生活安定及び社会復帰支援のため、担当保護司による保護観察終了後の継続相談の機会提供(くらし交通安全課)

重点 再乱用防止への早期介入を図るため、検挙後速やかに医療機関・相談窓口・支援団体の紹介等を実施(県警薬物銃器対策課、薬事課)

重点 精神保健福祉センターにおいて依存問題回復を目指すリカバリーミーティングを開催(障害福祉課)

(2) 相談体制の充実強化

新規 薬剤師や登録販売者に対して、専門家によるOD問題に悩む方への接し方等の研修会を開催(障害福祉課、薬事課)

新規 ODに関する相談窓口カードの薬局等への配架により支援体制を周知(薬事課)

(3) 適切な医療保護対策の実施

・法令に基づく緊急に医療が必要な措置入院者に対して精神科病院での保護、受診指導及び助言を実施(障害福祉課)

※OD：オーバードーズ